

## 令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和7年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,679,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,622 <small>千円</small>
	1 使用料	2,622
2 国庫支出金		1,533,200
	1 国庫補助金	1,533,200
3 県支出金		155
	1 県委託金	155
4 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
5 繰入金		6,733,218
	1 他会計繰入金	3,567,690
	2 基金繰入金	3,165,528
6 諸収入		5,239
	1 雑入	5,239
7 市債		4,403,000
	1 市債	4,403,000
歳 入 合 計		12,679,434

## 歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,679,434 <sup>千円</sup>
	1 みどり保全創造事業費	6,886,080
	2 みどり保全事業費	3,468,484
	3 基金積立金	2,000
	4 公債費	2,321,870
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,679,434

第2表 債務負担行為  
追加

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約	令和8年度	限度額 11,000 千円
新吉田東四丁目農園付公園（仮称）施設整備工事請負契約	令和8年度	限度額 260,000 千円
長津田町深田農園付公園（仮称）基盤整備工事請負契約	令和8年度	限度額 330,000 千円

## 第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 2,592,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借入る場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	300,000			
樹林地保全費	1,508,000			
緑化推進費	3,000			
計	4,403,000			